

モシ、モシ
消費生活
相談です



2-2455

契約して「失敗した」、「困った」と思つたら!

契約は、いつたん結んだら
契約内容をお互いに守る義務
が生じ、原則、どちらかの一方的な都合でその契約をやめ
ることはできません。

しかし、契約が成立しても
消費者契約では、一度結んだ
契約をやめたいたいという取引・
契約に関するトラブル相談が
一番多いのです。契約トラブルはなぜ
起るのでしよう? 原因には
いろいろあります。まず、①
契約をする前の広告・勧誘など
ど入り口の段階での問題、②
合意の有無をめぐるトラブル、
③合意内容の妥当性の問題、
④契約の履行に関する問題など、
多岐にわたつて原因が起
ります。

契約を締結した後で、「失
敗した」「困った、どうしよ
う」「契約を取り消したい」
と思つた場合、契約を取り消
す方法はいろいろあります。

①まず、クーリング・オフを

- （特定商取引法・割賦販売法）
②誤認・困惑による取り消し
（消費者契約法・特定商取引法）
③過量販売解除（訪問販売の場合のみ）
（特定商取引法）
④中途解約（連鎖販売取引や特定継続的役務提供の場合）
（特定商取引法）
⑤民法の規定に戻る（契約の不成立、錯誤、詐欺・強迫、未成年者取消しなど）
（消費者契約法）
⑥解約ができなくても、消費者に不利益な不当条項の無効（消費者契約法）

（特定商取引法）
（訪問販売の場合は、書面で事業者に申し出れば、一方的に「申込みの撤回」や「契約の解除」ができます。

- （特定商取引法で規定されているクーリング・オフができる取引と期間）
①まず、クーリング・オフを（クーリング・オフ制度）
は消費者の強い味方です。
取引の種類によってできる場合とできない場合がありますが、一定期間内で要件を満たしていれば、書面（ハガキ等）で通知することによって、契約を取り消すことができる制度です。

（連鎖販売取引（マルチ商法）業務提供誘引販売取引（内職商法））
訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入（貴金属押し買い）、特定期間内で要件を満たしていれば、書面（書面受領日から20日間）で通知するこ

- （クーリング・オフの効力）
● 通信販売は、消費者が一定期間考えて契約できるため（不意打ち性が低いため）
● クーリング・オフ制度はある程度効力は、クーリング・オフの通知を発信した時点で発生します（期間内に相手に到達していくなくても構いません）。
● 契約は初めからなかつたことになり、消費者・事業者が双方とも債権・債務は消滅します。（事業者は一切の金銭の請求ができない）
● 訪問購入（貴金属等の押し買い）では、クーリング・オフ期間中（8日間）は、物の引き渡しを拒絶できます。
● ②取り消し等は、次号以降でお知らせいたします。

● 被害に遭つたら、一人で悩まないで、早めに役場産業振興課水産林務商事グループ消費生活相談窓口へ相談しましよう。



入居者募集

(有料広告)



堀川アパート

☎ 01377-2-2377 携帯 090-4872-6235

ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 23,000円から45,000円まで